

## 「寒立馬と一緒に尻屋崎」～ウォーク東通のご案内～

おおらかで愛くるしい「寒立馬」、レンガ作りでは日本一の高さを誇る白亜の尻屋崎灯台、太平洋と津軽海峡がぶつかりあう壮大な大海原と花々が色鮮やかに咲く大自然がウォーカーを魅了するコースを設定しました。

ぜひとも、お誘いの上ご参加下さいますようご案内申し上げます。

開催日：平成24年8月12日（日）※小雨の場合は決行（雨天は中止）

集合場所：尻屋崎公共駐車場

集合時間：午前8時30分～8時45分まで（午前9時スタート）

コース：・コースの所要時間は午前9時～正午

・コースは約10kmの1コース

参加費：1人300円

（保険料等として、当日徴収いたします）

申し込み方法：氏名（ふりがな）、住所、年齢、連絡先を期日までに電話又はFAXにより申し込みください

申し込み締切日：平成24年8月8日（水）

完歩証：完歩した方に「完歩証」を授与いたします

注意事項：安全で行動しやすい服装にしましょう

＜お問い合わせ先＞ 東通ウォーキングクラブ（東通村いきいき健康推進課内）

TEL：28-5800 FAX：48-2510（担当：伊勢田GL、二本柳GL）



## 後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)が始まります

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと（保険料納付や免除等の合計が25年（300月）未満の場合）があります。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料の納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まります。

具体的には、平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができるようになります。（注）ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は納めることができませんので、ご注意願います。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査させていただくこととなります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

（注）後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。



お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ！

**0570-011-050**

050または070から始まる電話でおかけになる場合は **03-6731-2015**

＜受付時間＞

月～金曜日 午前8：30～午後5：15 【ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで延長】

第2土曜日 午前9：30～午後4：00 【祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません】

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。